

議案第 56 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定に基づき、市道の路線を次のように廃止する。

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	19 号線	幸手市大字高須賀 430 地先から	
		幸手市大字高須賀 431 地先まで	
2	1481 号線	幸手市大字神明内 1384 地先から	
		幸手市大字神明内 1388 地先まで	
3	1522 号線	幸手市大字権現堂 1367 地先から	
		幸手市大字権現堂 1369 地先まで	
4	1799 号線	幸手市大字戸島 175 地先から	
		幸手市大字戸島 171 地先まで	
5	1800 号線	幸手市大字戸島 158 地先から	
		幸手市大字戸島 155 地先まで	

令和 8 年 9 月 1 日提出

幸手市長 木 村 純 夫

提 案 理 由

私有地を認定していた路線及び払下げ要望により公共の用に供する道路形態でない路線について廃止するため、この案を提出するものである。